

平成 20年度第 3 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 21年 3 月 11日 (水) 14: 00~ 16: 00

場 所 愛媛県女性総合センター

出席委員 13名 (敬称略)

会 長 田 中 チカ子 (財)えひめ女性財団理事長

副会長 下 田 正 聖カタリナ大学教授 (人間健康福祉学部長)

委 員 甲 斐 朋 香 松山大学法学部准教授

〃 加 藤 晶 子 (社)愛媛県建設業協会女性部会長

〃 亀 井 保 樹 NHK松山放送局放送部長

〃 菊 池 裕 子 前えひめ女性財団常務理事

〃 近 藤 智 佳 公募委員 (会社員)

〃 友 石 晃 由 愛媛県PTA連合会会長

〃 早 水 恵 子 愛媛労働局雇用均等室長

〃 松 尾 多美子 愛媛県小中学校長会理事

〃 宮 崎 佐恵子 愛媛県漁協女性部連合会会長

〃 宮 崎 幹 朗 愛媛大学法文学部教授

〃 藪 真智子 愛媛県商工会議所女性会連合会理事

1 開 会

司会 ただ今から平成 20 年度第 3 回愛媛県男女共同参画会議を開催いたします。

初めに田中会長からごあいさつをお願いいたします。

2 会長あいさつ

田中チカ子会長 皆様、年度末のお忙しい中お運びいただき、ありがとうございます。

本日の会議は、今年度最後の会議ということで、まず国の状況と今年度の県の取組みについてご報告いただきます。後半には、皆様本当にお忙しい中、男女参画課から宿題をちょうだいいたしまして、私も苦労した一人でございます。皆様からいただいたご意見、そ

して事情があってここには出してくださいることはできませんでしたが、読んでくださったならご意見いただける委員さんもおられると思います。それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、男女参画課にエールを送り、また助言についてもよろしくをお願いします。

司会 ありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、時間をいただきましてご確認をお願いいたします。

本日のご出席者でございますけれども、大隈満委員、善本裕子委員におかれましては日程が整わずご欠席されております。甲斐委員、亀井委員におかれましてはお仕事の都合で途中からのご出席になるとの連絡をいただいております。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料1は 国の取組みについて。

それと「カエル！ジャパン」のチラシを入れさせていただきます。

資料2は 男女共同参画理解促進事業の実施状況について。

資料3は DV防止対策事業の実施状況について。

資料3-2は 女性総合センターにおける事業実施状況について。

資料4は 地域における男女共同参画推進の方策について（委員意見）。

資料5は 若い世代に向けた働きかけについて（委員意見）。

資料6は 平成21年度の審議スケジュールについて。

資料7は 県の審議会等への女性委員の登用状況について。

そして、本日配付させていただきました広報啓発資料「男女共同参画社会の実現に向けて 2009.1」でございます。

ご確認いただきまして、不足がございましたら合図をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの議事の進行を田中会長にお願いしたいと思います。田中会長よろしくをお願いします。

3 議 事

田中チカ子会長 ありがとうございます。資料は全部そろっているようでございます。

それでは、さっそく始めさせていただきたいと思います。

今日皆様にお配りしております会議次第に沿って進めさせていただきますが、最初に大

体の流れを申し上げておいたほうがいいかなと思います。まず議事の「(1)国の取組みについて」、これは事務局のほうからご説明いただきますけれども、質疑を含めまして20分くらいを予定しております。それから「(2)平成20年度事業の実施状況について」を25分くらいかけて、これも事務局からご報告いただきます。それから先ほど少し触れさせていただきました「(3)男女共同参画社会づくりに向けた今後の方策について」ということで、二つ論点がございます。「地域における男女共同参画推進の方策について」と「若い世代に向けた働きかけについて」、これを20分ずつ、大体40分を予定しております。それから最後に報告事項といたしまして、事務局から15分くらいで説明いただきたいと思います。大体3時45分から4時頃までには終えたいと思っておりますので、ご忌憚のないご意見と、また、進行にご協力いただきたいと思います。

それでは、第1の議題に移りたいと思います。「国の取組みについて」ということでございますけれども、ご報告をお願いいたします。

事務局 男女参画課課長補佐の伊賀でございます。では、私のほうから国の取組みにつきまして、資料1に基づきまして説明をさせていただけたらと思います。

実は私1月に、内閣府主催の男女共同参画主管課長会議に森川課長に代わって出席して参りましたので、会議で紹介のありました国の取組みにつきまして、当日提供を受けました資料に基づいてご報告をさせていただきます。

まず、資料1の1ページをお開きいただけますでしょうか。内閣府の主管課長会議における主催者のあいさつなんですけれども、開会にあたって、内閣府大臣官房 斉藤審議官からお話がありました。まず、現時点における大きな課題といたしまして、三つあります。

「202030」あらゆる分野において2020年、平成32年ですけれども、それまでに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする、という目標の実現。そして、「ワーク・ライフ・バランスの実現」、「改正DV法の円滑な運用」のお話がありました。

また、「昨今の厳しい経済情勢の中で、男女の課題まで手が回らないといった風潮がにわかに出てきているというような感があります。これに対しては大いに反論したい。今問題になっている非正規雇用の7割が女性、非正規雇用の問題はまさに女性の問題であるとも言われております。また、我が国は2004年をピークとして人口減少社会に向かっていきます。まさに人的資源を大切にしなければならないのですが、女性の力こそが我が国に残された人的資源であり、男女共同参画社会の実現こそ喫緊の課題で、我が国において真に優先度の高い課題です。」というあいさつがございました。

また、閉会のあいさつでは、板東男女共同参画局長から、「今年は節目の年です。いくつかの節目があります。節目を上手く利用しながら男女共同参画を進めていきたい。」という

お話がありました。

「一つ目の節目は、今年は男女共同参画社会基本法制定10周年の年、シンボルマークを制定する、あるいは標語を決めるなど、法制定10周年を強力にアピールしていきます。」そんなお話がありました。「二つ目は、平成22年度に予定しております第3次の男女共同参画基本計画策定に向けまして、専門部会を通して動き出す時期です。計画を策定する際のプロセスも大切にしたいので、各県の意見を伺う機会を是非持ちたい。」というものでした。「三つ目は、経済が非常に厳しい中、女性の活用を図る上で逆風が吹いているように見えるかもしれません。ワーク・ライフ・バランスを進める上で今が重要な時期です。」ウシオ電機株式会社の牛尾治朗さんの言葉を借りまして、「世界経済が収縮の後に、世界を再構築する新しいルールが登場します。この機会に、我が国にとってワーク・ライフ・バランスを一気に進める絶好のチャンスです。」といったお話がありました。

こうした節目節目を利用しまして、男女共同参画について、また、男女共同参画のセカンドステージの取組みについて、国、地方、民間団体が相互に連携を図りながらがんばっていききたいといったお話でありました。

ところで、肝心の会議の内容ですが、「女性の参画加速プログラム」と「地域における男女共同参画の今後のあり方について」、またワーク・ライフ・バランスの推進などについて、お話がありました。

まず、「女性の参画加速プログラム」についてご報告させていただきます。カラーのフロー図があるかと思えます。斉藤審議官のあいさつでも触れられたところですが、「202030」の実現については、平成17年に閣議決定されました第2次の男女共同参画基本計画で明記されたところではありますが、しかしながら、現状では必ずしもその実効が上がっていない。平成20年4月には基本計画のフォローアップを図るため、男女共同参画推進本部において、「女性の参画加速プログラム」が策定されました。現状としまして、指導的地位に立つ女性の割合が列記されております。国家公務員管理職で1.7%、地方公務員管理職、都道府県の例ですが、5.1%となっております。合わせまして、資料の2ページに「各分野における「指導的地位」に女性が占める割合」の表を載せております。後ほどご覧いただけたらと思えます。

フロー図に戻りまして、国連開発計画が公表しております「ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)」ですが、この指数による順位が出ております。女性が政治経済の分野で意思決定に参加できているかどうかの指数です。お手元の資料では、国連開発レポート2007年版の順位、54位が示されております。2006年版の順位ですとこれが42位と、国際的比較において順位が下がっております。先ほどの資料1の1ページ、印を

見ていただけたらと思います。日本の男女共同参画の変化は非常に緩やかです。国際的に見ますと、日本も変化はしているんですが、他の国の変化のほうが大きい。結果的に相対的な順位はどんどん下がってきているという状況です。これは板東局長が会議後に話された内容ですが、国際的に見ますとさらなる努力が必要とされているところかなと思います。

フロー図に戻りまして、このような現状を背景といたしまして、またこのような現状を打開するために、女性の参画拡大を推進する戦略的な取組みについて、「女性の参画加速プログラム」が策定されたわけですが、このプログラムでは、施策の基本方向としまして、「意識の改革」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」、「女性の能力開発・能力発揮に対する支援」を掲げております。そして、あらゆる分野における女性の参画加速のための基盤整備を進めることとしております。

具体的な取組内容としましては、いくつかの取組みが掲げられているかと思えます。時間の都合で、一つだけ紹介させていただきます。「男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度（税制・社会保障制度等）の検討」、これが掲げられております。資料1の6ページ「(4)中立的な社会制度の検討」をご覧くださいませでしょうか。ここで詳細に触れておりますが、社会制度が実質的に男女にどのような影響を与えているか、男女の社会活動において中立性が確保されているかどうか、常に検証し、また検討することが必要としております。こうした取組みを進めるためにも、国は男女共同参画会議の中に監視・影響調査専門調査会を設けております。

もう一つの取組方策ですが、活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組みです。まず、一つ目が「女性医師」についてであります。資料1の7ページをご覧くださいませでしょうか。医師を取り巻く環境は非常に厳しく、慢性的な長時間労働、夜勤や当直等不規則な勤務形態により育児、介護等と仕事との両立が難しい現実があると言われております。また、育児等が一段落しても、第一線に戻って活躍するためにはその間の医療技術の進歩へのキャッチアップ等越えなければならないハードルがあります。勤務体制の見直しなどの取組みが8ページに記載されております。時間等も限られておりますので、説明は省略させていただきます。

再度フロー図にお戻りください。次は「女性研究者」についての取組みが挙げられております。一番下に理工系分野への進路選択支援の充実が挙げられております。女子中高校生の進路選択を支援する目的から、女性研究者のロールモデル、身近な手本となるような事例の提供等の取組みがあるようです。なお、当課の来年度予算にも「女子高校生の理工系チャレンジ支援事業」、これを今2月議会に上程しております。女子高校生を対象としまして、県内大学や企業の研究室を訪問しまして、活躍する女性研究者を見て話を聞き、こ

これらの分野を目指す機会を提供するとともに、主体的な進路選択を支援するという事業を実施することとしております。今正に2月議会で審議いただいているところでございます。

三つ目の「女性公務員」ですが、多様で複雑化する行政ニーズに応えるため、公共部門における女性の活躍は、多様な視点や新しい発想を取り入れるためにも重要であります。各府省では、柔軟な勤務体制を推進するために、育児短時間勤務、早出・遅出勤務、テレワーク等の活用によりまして、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現しやすい、柔軟な働き方を推奨、推進することとしております。政府全体といたしましては、本省課室長相当職以上に占める女性職員を少なくとも5%程度にするというのがあります。

こうした取組みによりまして、「202030」の実現、つまり多様性に富んだ活力ある社会の実現を目指していくということです。

次に、「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」です。資料の13ページをお願いします。これまで我が国の男女共同参画社会づくりについては、行政主導で進められてきた面が強く、男女共同参画社会基本法に基づいて策定されました男女共同参画基本計画が、地方自治体、地方団体、企業において具体化されてきた傾向があると思えます。いわば上から下への流れがあったわけです。こうした取組みは着実に進められてきたんですが、本文にもありますように、地域において男女共同参画が必ずしも順調に進んでいないという現状があるところです。男女共同参画社会を実現するためには、身近な地域における取組みが重要な鍵となるものです。

「地域における男女共同参画の現状と課題」のアンダーラインを引いている部分ですが、まだまだ固定的な役割分担意識が未だに根強い、地域や地域の人々の課題解決のための取組みに男女共同参画の視点が十分活かされていない、地域における活動の参加について性別、世代に偏りがある、地域において女性が実際に活躍できる場が乏しい、こうした問題がありますよと書かれてあります。

このような状況を打開するために「今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性」のアンダーラインの部分ですが、意識啓発や知識習得を中心とする従来の取組みから、課題解決型の実践的活動を中心とする取組みへの移行は、男女共同参画の第二ステージへの移行と位置づけられると言っております。課題解決型の実践的活動の意義では、まず一つめに、地方公共団体や男女共同参画センター等と、課題解決に有効なノウハウやつながりを持つ多様な主体との連携・協同が不可欠であるということが書かれてあります。また、実践活動への参加は、女性のエンパワーメントを可能とし、女性が活躍する場が増えていくとしております。三つめは、女性のエンパワーメントのメリットを実感することで、人々の意識を変えていくことができるとしております。

次に、「地域における男女共同参画の推進主体」で地方公共団体の役割に触れております。地方公共団体の施策全般に男女共同参画の視点を取り込み、部局横断的な施策・事業を積極的に企画・実施していく必要があるとしております。また、男女共同参画センター等の役割では、課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発や実践的活動のための地域の多様な団体等との連携・協働や、ネットワークのコーディネートなどを挙げております。

次に、地域における組織・団体として、NPO、企業、大学等の地域における組織・団体は、それぞれの活動に男女共同参画の視点を取り入れることで、活動の幅を広げ、一層効果的・効率的に活動を展開し、地域や地域の人々の課題を解決することが可能となるとしております。

今申し上げましたようなところがフロー図に簡略化されて、各施策を関連づけて説明されております。最近では地域住民を主体とします身近な課題解決のための取組みや活動が増えておりまして、このように地域で草の根的な男女共同参画の取組みが芽生え始めてきた状況、これが正に男女共同参画の第2ステージであります。こうした問題解決型の実践的活動を中心とした取組みは、一人一人個人の能力を高め、地域の活性化を進め、個人・組織間の繋がりに相乗効果をもたらし、ひいては政治や経済活動を始めとして、政策決定の場への女性の参画推進に繋がるなど、男女共同参画社会の実現に繋がっていくということです。本県では、地域における男女共同参画を進めるために何を為すかということで、意見交換の課題の一つとさせていただいております。

最後に、ワーク・ライフ・バランスの推進について触れさせていただきます。内閣府のチラシがあるかと思っておりますので、参考にさせていただければと思います。ワーク・ライフ・バランスにつきましては、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態にあることを指しますが、個人としても仕事と家庭の両立が困難な状態では地域生活や自己啓発への参加は困難となります。また、長時間労働は健康被害にも影響を及ぼす問題です。男女共同参画社会を進めることとワーク・ライフ・バランスの推進は不可分の関係にあるかと思っております。社会全体としても生産性の向上等による経済社会の活力向上が期待されますし、企業や組織にあっても多様な人材を活用するために効果的であります。内閣府では平成20年1月8日に仕事と生活の調和推進室を設置しました。本腰を入れて取り組んでおります。また、内閣府に留まらず、関係府省と協働して積極的に取り組むこととしているようです。

また資料はありませんが、制度面からの推進としましては、次世代育成支援対策推進法の改正法が昨年12月に公布されました。本年4月1日施行ですが、それによりまして、

仕事と家庭の両立を支援するための行動計画の公表と従業員への周知が義務付けられることとなります。ただ従業員数の規模によりまして義務付けと努力義務に分かれます。

二つ目は労働基準法改正があります。平成22年4月1日施行ですが、月60時間以上の時間外労働、いわゆる長時間労働に当たる部分ですが、この時間にかかる割増賃金をこれまでですと25%増しだったわけなんですけれども、50%に引き上げるというものです。このことによりまして、長時間労働をなくしていこうというねらいです。

今申し上げましたような取組みによりまして、ワーク・ライフ・バランスを強力に推進することとしているという話がありました。

以上で報告を終わらせていただきます。ページが飛ぶ説明になりましたことと、文字列を追っていく時間が十分になかったのではないかと思います。内容もかいつまんでの説明となりました。お許し頂ければと思います。以上でございます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。かなり内容のあるご報告を短時間でお願いしましたので、今言われたようなことになったわけなんですけれども、皆様のほうからご質問とか追加でこのことはちょっと聞いておきたいというようなところございますか。いかがでしょうか。今日の話合いのなかで深めていくことができるでしょうか。

横文字、カタカナ表示がずいぶん少なくなってきたなと思いますね。でも新しい「メンター」というのが入ってきましたけれども。

よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、今年度の事業の実施状況につきまして、これも事務局のほうからご報告をいただきます。

事務局 それでは事務局から説明させていただきます。

資料2、資料3、資料3 - 2 説明

以上でございます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。今ご説明、ご報告いただいたことについて、ご質問ございますでしょうか。この点をもう少しということでも結構でございますけれども。よろしゅうございますでしょうか。

聞いておりまして、婦人相談所、あるいは女性総合センターに窓口があるということを知った人が一人もないというのは、知っていただく努力を男女参画課と共に協力してやらなければならない課題の一つだなと感じながら聞かせていただきました。ありがとうございました。

では、今日のメインでございます「男女共同参画社会づくりに向けた今後の方策について」ということで、先ほどのご報告にもありましたけれども、この中で二つのテーマに絞

りまして、まずは「地域における男女共同参画推進の方策について」のテーマで、まず事務局からご説明いただいて、その後、皆様のご意見をいただこうと思います。

事務局 それでは説明をさせていただきます。

まず資料4ですけれども、「地域における男女共同参画推進の方策について(委員意見)」ということで、資料をお配りしております。そもそも、男女共同参画社会づくりにつきましては、これまで国、県がそれぞれ計画を作りまして、理解促進、女性の登用、制度の見直しなど様々な取り組みを行ってきております。こういった取り組みによりまして、女性の登用率のアップ、あるいは男女共同参画社会の周知度の向上、いろいろ問題となった制度の見直し、ドメスティック・バイオレンスを始めとした人権侵害の対処など、そういった取り組みが着実に前進しているということは言えると思います。

しかしながら、これまで身近な市町や地域における取り組みの原動力となっていた婦人会あるいは女性グループの中心メンバーの方々が高齢化されて、いささかパワーダウンしているといったことも否めないと思います。

先ほど、課長補佐の報告にもありましたように、これからは各地域における男女共同参画の取り組み、実践を誰が担うのか、あるいは県はどういった導きをしたらいいのかといったことが一つの課題として挙げられると思います。先ほど報告しましたように、今年度から各地方局で、男女共同参画ヤングリーダー地域ミーティングを開催して、今後どうしたらいいだろうといった問題意識を持ってやっております。

今回は、諮問機関である皆様に、正式な諮問ではありませんけれども、こういったテーマについていろいろご意見をいただき、参考にさせていただきたいということでテーマの一つとさせていただきます。

なお、現計画につきましては、平成22年度が計画の最終年度でございますので、県は何をしたらいいんだろう、あるいはどんな準備をしたらいいんだろうといったこと、いろんなことについて本日この会議でご意見いただきたいと思います。

本日お配りしました資料については、皆様方から事前に出していただきましたものを、事務局のほうでコンパクトにまとめております。従って、趣旨が若干違うということももしかしたらあるかもしれませんが、これをベースにしてご意見いただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

田中チカ子会長 ということでございます。改定に向けて正式な諮問ではないけれども、ということでございますが、方向を示すような助言がいただけたらありがたいということでございます。

皆様から本当にお忙しい中、いろいろご意見をいただきましたようで、聞くところによ

りますと、複数ご意見をお寄せいただいた委員さんもおありのようで、私なんかはそれだけで尊敬してしまいます。

ここに15件ご意見がございます。ご都合で、意見を寄せてくださらなかった委員さんの中にも、これをお読みになったり、元々こういうふうな考えがあったということで述べてくださっても結構でございますけれども、いかがでしょうか。

一番最初にお寄せいただいているご意見の中にもありますが、「総論的には男女共同参画社会に向かって、着実な歩みをたどっているように感じる。」とあります。

皆様がいろいろなご意見寄せてくださっているんですが、先ほど伊賀補佐が報告してくださったこれからの問題解決型推進策ということにも触れて、お寄せいただいているご意見もあるのかなという印象を持ちながら読ませていただきました。

どなたでも結構ですが、いかがでございますでしょうか。結論が出るということではございませんが。どなたか口火を切ってください方はいらっしゃいませんか。

下田正副会長 では口火を。

私はここで、会長さんが今おっしゃったところの通し番号1を書かせていただいたんですけども、基本的には愛媛県の場合、愛媛県男女共同参画計画に沿っていろいろな事業を展開し、数値目標も含めて、その目標を達成している状況を見ると、本当に着実な歩みをたどっているように感じています。あえて「感じる」としたのは、そんなに細かくいろいろなデータを見てというわけではないからでございますが、まあ着実な歩みをたどっているというふうに思っております。

ただ、質的な面もございますので、形式で一定の数値が出たということだけではなくて、実質的にどうなのか、あるいは特定の分野、場では進んでいない部分もあるので、これらについては今後の課題としてさらに努力する必要があるのではないかということ、それから、男女共同参画というのは、いろいろな政策が各部局ごとに事業が立案され、実施されているものですから、今のように財政的な状況が非常に悪い段階では、場合によっては二重、三重に同じ人を対象に同じようなプログラムが行われたり、あるいは全然そういったことが行き届かない部分もあったりするので、事業そのものを部局横断的に、この事業とこの事業を組み合わせる事業を展開したらどうだ、というようなものもひょっとしたらあるのかなと思っております。うちのような小さい大学でも同じようなことがあって、ある研究所のセミナーフォーラムと学部のセミナーフォーラムがあまり関連なしに双方が別個にしている。それぞれの目的は違うんですけども、多少それを統合したような形で効率的な事業の展開ができるんじゃないのかなというふうに思っております。特に男女共同参画は部局横断的な性格があるので、是非そういった面で、「男女共同参画」という視点でこ

れとこれを合わせてということができないかなと思っているところです。

それともう一つは、最初の国の施策の説明で出てきたんですが、非正規雇用の問題は女性の問題であるというふうになっているんです。僕の専攻は福祉分野で、やはり介護の問題というのは、そこに男性が進出しないということで現象的に見ると女性の問題なんですが、制度の問題として、結局女性が担っている部分というのは社会的に評価が低いと僕は思っています。だから制度が男女共同参画の意識を決定付けているところがあって、例えば地域の活動を支えているのは多くは女性なんですよ。だから、それはいかんじゃないか、男性も行かなきゃいけないじゃないかと言う前に、今までは地域の活動をそんなに高く評価していない、場も整備されていなくて、資金についても十分ではない。地域活動を活発にしたいなら、地域活動を活発にするような施策を打ち出さなければならないし、いろいろ活動を支援するための情報提供とか、活動の場の提供とか、活動に必要な資金の調達を図っていただくとか。例えば、宮崎市でしたら地域コミュニティ税を今後導入して、その税を使って、資金配分をして地域の課題に応えるための努力をしようとしているわけなんです。

介護の問題でも福祉の問題でもそうですし、非正規雇用など女性が労働力の需給の調整弁として使われている部分というのは、制度そのものが助長しているというふうに感じています。これは国の政策なので、県レベルでできるという話でないんですけども。

要するに、現在女性が多く担っているような分野がもう少し評価されるような社会制度が必要ではないのかなと思っています。制度が意識を変えていく力を持っているので、意識も変えなきゃいけないですけども、制度もやっぱり変えないと変わらないような気がします。そういうことも痛感していて、地域活動が活発になるような仕組みも必要だろうなと思います。

また地域を考えるときにはエリアの問題があると思います。地域課題といっても、市町村レベル、自治会、隣組とか班とかいう地域もありますし、それから公民館、小学校区、中学校区、地域にもいろいろなレベルの地域があるので、ある政策はある程度地域を限定しながら、こういったレベルではこういった課題があるという課題の発見から始めて、その課題に対してどういった活動をしたらいいかということを考えなければならないので、これを市町村レベルにするのか、その下の町内会、自治会の会長さんを集めて地域で男女共同参画の視点からするのかということによって、取組方、介入の仕方が出てくると思うんです。

これは福祉の問題も同じで、これまで地域福祉が大事だといいいながら、地域のエリアは考えてなかったんです。今は、ある程度エリアを考えましょう、このレベルでの地域の課

題を明らかにして、課題に対して地域住民が何ができるのか、行政が何ができるのか考えましょうというような話し合いをするようになってきています。そうするとどの辺のところに照準を当てて施策を展開していくのかとか、どこをターゲットにしてどういう施策を考えていくのかが分かってくるんです。実践的な活動中心の取組みというのは非常にいいんですよ。例えば、高齢の男性の人が多いねとかいう話が出て、これを解決するためにどうしたらいいだろうかというようなことを、地域で考えて地域で解決していく、それを行政やNPOが支援していくというような形というのは非常にいいんですね。これを具体化するときにある程度のエリアを意識して、モデル事業でもいいですから、そういったものをされるといいのかなと思っています。

具体的ではないんですが、口火を切るという意味で発言させていただきました。

田中チカ子会長 元気な口火が切れました。

今ご指摘のとおり、総論では着実に進んできたけれど、やはり部局横断的な取組みが必要なのではないかということ、それから実際に進めていくためには、地域といえどもどのくらいの広さ、あるいは人数といたらいいんでしょうか、どのくらいのエリアを想定して考えるのか、その辺のところも課題の一つだというご指摘がございました。実際そのとおりだろうと思います。

それを県が取り組むときにどのような方向で市町と詰めていくのかということが一つの課題になるうかと思えますけれども、従来これまで取り組んできた意識啓発についても、地域によってもずいぶん温度差がありますよと、だからこれも続けていかなければならないでしょう。それとともに、新しくこういう視点を持った取組みを始めましょう、ということではないかと思うんですね。

そのためには皆さん書いてくださっていることに繋がっていくわけなんですけれども、特に市町での取組みを活性化するために、行政とか組織、あるいは企業のトップの意識改革を促す取組みが必要ではないかということで、これは既に労働局でも雇用均等室を中心に取り組んでおられますけれども、それでいいというんじゃなくて一層取組みを進めていく、ご指摘はそういうことだろうと思います。そのこととやはり関連いたしまして、男女共同参画ヤングリーダー地域ミーティングが各地方局で行われたというご説明がありましたが、核となるリーダーや団体の育成も大事ですね。

一つ私が分かりにくかったのは、5番の意見を述べてくださった方なんですけれども、「活動の中心となる団体の育成・変更」と書いてくださっているんですけれども、変更というのはどのように理解したらよろしいでしょうか。

菊池裕子委員 はい。方策についての質問に「これまで、その推進力となっていた婦人会

等の高齢化や少子化に伴う地域活動の希薄化などの問題もあり」とあって、確かにこれまで推進力となっていた団体がいろいろあると思うんですが、その温度差があるというか、地域によってもものすごく熱心なところとそうでもないところとあるから、婦人会中心にやりましょうというところだけでなく、いろいろなところが活動するように持って行かなきゃいけないんじゃないかということを書いたんですね。

田中チカ子会長 婦人会を中心にやりましょうということではなく、地域によっては別の組織でもいいよという意味ですね。

菊池裕子委員 そうですね。ただですね、婦人会あたりはものすごく活躍していると思うんですが、やや次の世代に渡すことに失敗しているというところと、非常にそれが上手くいっているところといろいろあると思います。

それから、PTAとかその他いろんなところが男女共同参画に関して活動をしていると思うんですが、プツン、プツン、プツンと切れてしまって、同じ地域に住みながらネットワークができていないというのが意外とあるんじゃないでしょうか。今まで築いてきたものを大事にするためには、そういうネットワークを上手に使って、先ほど地域のエリアの問題も出てきましたけれども、どの程度のものになるかは別として、ある程度地域でまともにならないとなかなか難しいところがあるから、それは市町というか行政の方の一言というか一足というか、そういうことによってずいぶん違ってくるんじゃないかなと。私が全部知っているわけではないんですが、非常に上手くいっているところを見てみると、若い方がよく動いていらっしゃるとかいうのがあるので、そういうネットワークを上手に活用していただきたいと思います。

田中チカ子会長 そういうお気持ちからお書きになったということですね。分かりました。ありがとうございました。

先ほど下田委員から、行政の中でもいろんな事業がそこかしこで展開されていて、それを連携してやったらもっと効果がある、それがこれからは必要なのではないかというご指摘がありました。地域においても同じようなことが起こっているんだというご指摘だったと思います。実際に地域の組織と関わっておられて肌身で感じておられることだと思います。

さて、ご意見の中にありますが、一昨年あたりから団塊の世代が退職を迎えられたではありませんか。中にはそんなにお年じゃない人もいらっしゃるし、いろんなノウハウを持っている方もいる、この人達にご協力いただかない手はないでしょうというご意見もございました。私は時々、女性の活用とか団塊の世代の活用とか、「活用」というのがちょっと気になるんですね。私たち女性っていうのは活用されるものかしらとってしまう。歪ん

だ取り方かもしれませんけれども。ですから「協力」いただくという意味でお書きになったと受け止めたいですね。この団塊の世代の方たち、まだまだ力を持っておられる方、この方々に加わっていただくことはできないか、そういう取組みが必要ではないか、ということですね。

それから、事業が魅力あるものでないといけないよというご指摘もいただきました。イベントでいえば、子どもと一緒に楽しめるようなイベント、あるいは、託児サービスを伴った事業もありますけれども実際は予約しないと活用できない。急に行っても使えるサービスになるような工夫がいるのではないかというようなご意見もございました。

それから働いている人が参加できるような時間帯や曜日を考えて開催してはどうでしょうね。こういうご意見もございませぬ。実際に県のレベルでも、その意見を活かして運営してみたこともありました。ところが開いてみると、やはり同じような結果で、働いている女性の方はあまり参加なさらない、ということで、じゃあ一般の方が集まりやすい平日でやりましょうかということに戻ってきているというのが現実ではないかなと思います。

それからもう一つご指摘の点は、さきほど下田先生が触れてくださったんですけども、問題解決型の取組み、これが10番、11番あたりになるのかなと思います。これまでの意識啓発の取組みと同時に、問題を解決する中で男女共同参画の視点を持ちながら展開していくということを考えていくのも一つの方向ではないか、ということが皆様のご意見を総合すると出てくるのかなと読ませていただいたんですけども。

皆様のほうから、特にこういう点というご意見はございませぬでしょうか。あまりにまとめすぎましたかね。

近藤智佳委員 はい。子連れのことを私がたくさん書いたんですけども、このことで県からは是非市町にプッシュしていただきたいなということがあります。私は新居浜市から来ていて、新居浜市は割と男女共同参画に熱心なんですけど、イベントが開催されるときに託児は2歳以上でないと見ていただけないんです。県のイベントでは、月齢は問いませぬということをおっしゃっていただいてちょっとびっくりしたんです。内閣府のヤングリーダー会議に出席したときも、「1歳以上じゃないとだめです。」と言われたんですけども、県の職員の方が「それでは男女共同参画は進まない。」ということで、当時まだ1歳未満だった子どもの託児をしていただけるようになったことがありました。市町も是非愛媛県のように月齢は問わずに子どもを見てあげたらどうですかということをお願いいただくと、いろいろなイベントに参加したいとか勉強したい人はたくさんいると思うので、ひいては地域社会にも役立つと思いますし、自治会とかに出るにあたって子どもがいるからできないという人はたくさんいるので、ちょっと後押ししていただけるといいなと思います。

田中チカ子会長 具体的なことが必要ですよ。先ほど菊池委員さんから「県の一声がかかるだけでずいぶん違う。」というのがありましたね。男女参画課いかがでしょうか。そういうことできるんでしょうか。

事務局 託児については、県、市町含めてどんどん推進していきましょうということで、男女参画課が中心になって呼びかけているところなんですけれども、近藤委員さんからご指摘があった「託児が2歳以上でないとできない。」ということについては、県、市町というよりも、子どもさんを見ていただく保育士さんが、「ゼロ歳でも構いませんよ。」と仰っていただける方もいらっしゃる、2歳以上でなければ難しいです。」とおっしゃられる方もいらっしゃる。どちらが本来なのかは分からないんですけれども、必ずしも市町の姿勢だけではないかなというところを感じております。そういう意味でも託児の重要性とか取組みについても働きかけはできるかと思いますが、具体的に何歳以上というところは実態として保育士さんもたくさんいらっしゃるということではございませんので、努力の方向としてはできる限り託児を推進していくというところでご理解いただくしかないのかなというふうに感じております。

田中チカ子会長 分かりました。ただ私の視点から言いますと、保育士さんがいいよと言えいいということではない部分もあるだろうと思います。やっぱり2歳以上の子どもたちと、それ以下の子どもたちの手にかかる度合いも違いますし、実際お預かりするとなると設備がいるんです。そういうことで安全にお預かりできないから、という理由もあるものかもしれませんね。ですからその辺も含めて県からお声をかけていただくことにしてはどうでしょうか。お願いいたします。小さい子どもほど手が要りますから、保育士の数が要るんですよ。だから保育士さんがいいですよと言われても、それだけではちょっと実現が難しい点があるかもしれませんよね。

ありがとうございます。他にございますでしょうか。早水委員さんお願いします。

早水恵子委員 先ほど組織名が出ました労働局雇用均等室の早水でございます。先ほど下田先生に触れていただいたので、もう言わないでおこうかなと思ったんですけれども、10番の介護の問題を出させていただきました。

下田先生がおっしゃるように、確かに非正規問題につきましても、以前は非正規社員というのは女性の主婦の方の空いている時間の家計補助のための、という部分が主だったので、ほとんど問題として取り上げられることもなかったわけなんですけれども、今国会でも取り上げられ、私ども雇用均等室でもパートタイム労働法が改正になったということで、大きく動き出しております。やはり非正規社員に占める若い年代層の男女の割合が非常に大きくなっておりまして、もう女性だけの問題ではないということでやっと動き出したと

ということです。

介護の問題についても今までは女性だけで対応してきたので、これは女性の問題ということで、男女共同参画の中でも余り取り上げられなかった、具体的に進んでこなかったんです。同じ女性が携わるということでも、育児については一番先に取り上げられて、子育てしながらでも働けるようにとか、地域の中で子育てを協力してやりましょうというところで、ワーク・ライフ・バランスにしても子育てが一番のメインになっておりますし、先ほど事務局からお話ししていただきました次世代育成支援対策推進法の改正に取り組んでいる中の、一番のメインである認定マーク「くるみん」も子育てサポートしていますという内容のマークになっているんです。「くるみん」というのは次世代育成支援対策推進法で目標を達成したら使える認定マークなんですけれども。

育児は確かに赤ちゃんがいつ生まれて、いつから産休で、いつから休業でという、その時々は何を支援したらいいのかということがはっきり分かるので、地域でも市も県も国も、そこに支援するというのが思いついて、対応ができていく。しかし、介護はいつから介護が始まって、どの時点でどういう支援をしてあげられるのか、ということがそれぞれ個々にばらばらであり、不明瞭でありということで、ちょっと触りにくい部分の問題でもありということで、ついつい忘れ去られたような状況になっている。

たまたま、これを書かせていただいたときに、今介護で離職する人が増えてきたという新聞記事を読んだんです。今までは女性が介護で離職していたものが、男性の離職者が非常に増えているという記事を見て、これも今後きちんと男女共同参画の取組課題として取り上げてほしいなという思いが強まったので、この意見に入れさせていただいたということで、ちょっとだけお話しさせていただきました。

田中チカ子会長 ありがとうございます。今、早水委員さんから補足説明していただいたんですけれども、皆様から寄せられた一つ一つのご意見というのは全部繋がっているようにも思います。

今まではとかく、「男女共同参画」というのを伝えることが目的でいろいろやってきて、ご指摘のように地域による温度差がございますのでそれを進めることも必要でした。ですからこれも継続してやるけれども、もう一つ「男女共同参画」の視点をもったみんなで取り組める問題、取り組まなければならない解決できない問題といったほうがいいかもしれませんが、そういう中で反映させていくような、行政においては下田先生がご指摘くださったような部局横断的な取組みが必要でしょうし、地域においてもいろいろな組織が連携して、ネットワークを組んで、その中で問題を解決していく。言うなれば、地域福祉のような視点を持った進め方の中に男女共同参画の考えを組み込んでいくというような、逆に

男女共同参画を目的とするのではなく、過程の中に組み込んでいって、その中で最終的には男女共同参画社会が実現されるという方向を目指すのがいいのかなということ、皆様がおっしゃっているのかなと私は受け取ったのですが、いかがでございましょうか。

この会でおなかつた意見があれば後ほど事務局へ、ということもありますが、できればこの会のお場でおっしゃっていただくほうがありがたいんですが。

宮崎幹朗委員 今会長がおっしゃったことと同じことなんですけど、地域の中でどういう方法を取っていくかを考える際には、「男女共同参画」が目的ではなくて、方法だと思っただけですね。職場においても家庭においても男女共同参画を進めようというのは、より良い職場をつくるためであり、より良い家庭をつくるためなんです。じゃあ、よりよい地域をつくるためにはどうするか。その方策として、男女が共に協力して、年齢性別問わずにいろいろなことを一緒にやっていくということが必要だということですね。そうすると、今なぜわざわざ政府が地域における男女共同参画ということを行っているかと言えば、地域の様々な活動がいろいろな問題を抱えているということに自覚しているからと言えるわけですよ。わざわざ男女共同参画といわなくても、高齢化がほとんど100%のような田舎の集落になれば、嫌でも隣近所の人助け合わなければ生活できないところがあるわけなんです。そういうところと松山市のようにたくさんの方が住んでいるところとは、下田先生がおっしゃったようにそれぞれの地域の抱える問題は違うので、こういう方向がいいというのは必ずしも言えないと思うんです。それをどうやって考えていく仕組みを作るのかということだと思っただけです。

そのために、ちょっと言いにくい話なんですけれども、県が何が出来るかということ実は県というのは中途半端な位置付けになってしまっていて、近藤さんがおっしゃったように新居浜市に働きかけてほしいといっても、じゃあ直接こうしろと命令する権限を持っているわけではございませんから、一番基本的なのは市や町ですね。基礎的な自治体が自覚を持って、行政がいろいろなことをサポートできるような自覚を持っていただかないことには、だめだと思っただけです。だから男女共同参画というのは目的ではなくて、そういう方法によって地域を活性化するんだよ、そのための一番いい方法なんだということトップの方々に訴えていくということは必要なのではないかと思います。

田中チカ子会長 ありがとうございます。

他にございませんか。松尾委員さん。

松尾多美子委員 私は9番目の数値指標のことを書いたんですけども、私は学校現場におりますから、教育によって意識を変えろということ、それを目に見える形ですということ、逆に意識を早く変えることができるんじゃないか、そういう意味で数値で表すとい

うことはとてもいいことであって、その数値に近づけるということには確かに無理もあると思うんですけども、無理を承知でやっていく中で変わっていくのではないかと、思っております。

というのも、学校で教員を見ておりますと、女性の場合は役職を与えることによって動きが全く変わってきます。男性の場合は役職を与えられて当たり前と思っているんです。そういう違いがあるんです。私は中学校の校長をしております。小学校の女性校長はたくさんいるんですけども、中学校の女性の校長は県下で10名、私の地域伊予地区というのは、中学校10校中4名の女性校長がおります。これは画期的なことではないかと思えますけれども、そういう目に見えるものがあれば、後に続く者がそういう立場になって仕事しなければいけないんだという方向を持って職務をこなしていくと思うんです。ですから、そういう意味で数が変わるということはすごく意識を変えることになると思います。

それから、仕事の内容に関してなんですけれども、資料1の4ページ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」に書かれている短時間勤務制度、この制度を学校に取り入れて、次年度推し進めていこうということなんです、その制度で勤めをしていこうという人の考え方に私は感心したんです。私が「あなたはなぜ無理を押しまで仕事をするんですか。」ということを行いましたら、「私は育児休暇が終わったんだから仕事に復帰するのは当然だろう。」と、言葉は違うんですが、そういうことを言いました。これが、意識が徐々に変わってきている一つの表れであって、そして制度があったから初めてその人の考え方が実現したわけですから、新たな制度や数値などの目に見える形でやっていっていただくことは全体としても意味があると思いますね。ですからこういう形で進めていくことがいいのではないかと思います。

田中チカ子会長 ありがとうございます。今のお話で数値と同時に目標にするような、お手本とするような姿にも出会うというようなお話がありました。これが新しく出てきたメンターということでしょう。

では、この辺りで、次のテーマに移ることができるかなと感じております。ヤングリーダーを対象とした事業については、先ほど事務局からのご報告にもございましたけれども、検討課題の二つ目ですね。それで、「若い世代に向けた働きかけについて」ということで皆様のご意見をいただいております。後半になりますけれども、先ほどよりは活発な意見がいただけるかなと思いますが、いかがでしょうか。

ではまず事務局からご説明いただけますでしょうか。

事務局 これについてはほとんど説明することがございません。いかにして若い世代に向かって働きかけを進めて、そのことによって男女共同参画社会を進展させていくかという

ことです。よろしくお願いします。

田中チカ子会長 ありがとうございます。導入の部分で少し気になるところがございました。「年配の方が多く」と書いてあります。若い人が読んだらどうということもないでしょうけれども、年配の者が読むとちょっと響くんです。表現に工夫をお願いします。これは余計なことでございますけれども。

ここでも13件ご意見をいただいております。ターゲットをうんと若い世代に下げた意識啓発を、というのが狙いだったわけですが、事務局からの説明にもございましたように、新年度の予算を組んで始めようとしておられる事業もございまして。いかがでしょうか。

甲斐委員さんよろしくお願いします。

甲斐朋香委員 松山大学の甲斐でございます。私のほうからは数点。

若い世代に向けた働きかけということなんですが、昨今の学生は意外と忙しいんですね。バイトもしないといけないし、見所のある学生ほどいろんなところから引きがあります。昔の大学生に比べて、今の大学生のほうが授業にもちゃんと出ていると思います。そういう若い世代に向けた働きかけということなんですが、男女共同参画ということを含めて全面的にテーマに押し出してみても、ちょっと学生たちには残念ながらまだ今一つリアリティがないところがあるんですね。なので、テーマ設定をするときに学生たちのライフスタイルにもっと寄り添った形で企画していくというのは一つかなと思います。

例えば、学生たち今就職活動を懸命にやっていますけれども、どの企業を選んだらいいんだろうかということとはなかなか難しいところもあります。そういうときに、例えば女性も男性も人材としてこういうふうな育成をしているんだよという中心に押し出した会社の説明会をやってみるとかですね。学生はいつも就職活動について頭の隅っこに嫌な気持ちで思っているところがあるので、露骨な就職合同説明会というのではなくて、働いてもらうための工夫をしている企業のトップリーダーにご協力いただいて、わが社ではこんな工夫をしているということをいくつかお話ししていただければ、学生たちが企業を選んだり、働き方を選んだりとするときの一つの指針にはなったりするんですね。そういうやり方はあるのかなと思います。正面突破で男女共同参画といってもリアリティがないというか、大上段に構えて、あるべき論みたいな感じでできて学生たちには体に染み込まないところがあるので。

田中チカ子会長 やはり、学生を意識してアプローチする場合には、方法に一工夫必要ですよ。それは学生が今気になっていること、知りたいと思っていること、関心を持っていること、そういうことにターゲットを絞ってアプローチするのも一つの方法ではないで

しょうかというご指摘ですね。

甲斐朋香委員 そういうことですね。

それと、学校には学校のサイクルがあるので、それをある程度意識して話を持ってきていただけると助かります。

田中チカ子会長 試験の週間を狙ってイベントをしてもしかたないですね。

甲斐朋香委員 はい。その時期は学生は春休みだよとかいろいろあるので。私もスケジュールはこうなっているよという情報提供はいつでもいたしますので、意識していただいたらいいんじゃないかなと思います。

あと、若い世代に限らず、「楽しみながら」というキーワードがさっきの資料4にもありましたが、関心があるということと、楽しみながらというのも一つだと思います。例えば、アートの力を借りるとか、そういったことも一つの方法かも知れないと思います。

私は9番で「いろいろなライフスタイルの女性インタビューをして冊子にまとめる」というのを書いたんですけども、以前「たいせつ人フォトリレー」といって、使い捨てカメラをどんどん人から人の手に渡して行って、ということを一昨年したことがあるんですけども、意外と何気ない日常の人をそのまま見せたものがリアリティを持って人の心に響くということもあるんですね。何々すべきだとかこれがいいとかこれじゃだめなんだとかのあるべき論よりも、実際はこうですよという何気ない姿をぽんと前に押し出したほうが意外と説得力があったりするので、そういうアプローチの仕方もいいのかなと思います。

田中チカ子会長 その背後にはあるべき論もあるわけで、それを具体的に展開するとき工夫がいるよということですね。先ほどから続いている流れがあると思います。

皆様からいただきましたご意見、今、甲斐委員さんが指摘されたように先ほどの延長線になるかなと思いますけれども、方法論として若い人にアプローチするとき、大人の場合もそうかもしれませんけれども、うんと地域を絞ったり、同じ学校であっても小さなグループで、あるいはクラスでやったり、さらに小さくグループを分けて話し合いをしたりというような、小グループでの学習、あるいは講演や講義もいいけれど、それと同時に演習方式、自分もやってみて学ぶ、やりながら学ぶという方式の学習を取り入れたらどうでしょうねというご意見が複数出ているように思います。

先ほどの地域での推進施策の中にも出てきましたけれども、男女共同参画を進めていくためには、ワーク・ライフ・バランスというものを考えていかなければならない、働き方を考えていかなければならない、その中では女性が働きやすい環境づくりをやらないとこれは前に進まないよというようなご意見があったように思います。

若い世代をターゲットにした働きかけについて、この会議に出席されて思いつかれたご

意見でも結構でございますけれども。

松尾多美子委員 小中高という言葉がたくさん出ているので、ちょっと中学校の立場として意見を一つ。

意識啓発とか講座の開催などこれからしていくべき内容ですし、それをいろんなことに絡ませて進めて行ったらいいなと思っておりますけれども、意外と小中学校って女の子のほうが強いんですよ。いろんな役職もやっていますし。それがどこでどう変わるかと言えば、やはり就職、結婚のところで変わっていく。そしてその考え方を持ったまま大人になって年を取っていけないというのが現実の社会にありまして、例えば今年の卒業式、私は校長の立場として、「代表になっている子の男女のバランスを考えてくださいね。」とお願いしました。どうしてそういう言葉を出したかということ、女の子の方がたくさん代表になっているからということなんです。今、生徒会長を女の子がするのも当然のごとくやっているわけで、そういう意味においては考え方をさらにしっかり推し進めて大人にしていくことは大事ですけども、意外に世の中に出て、えっという世の中になっているということもちょっと矛盾を感じるなということがあります。

田中チカ子会長 かえて矛盾を感じさせることをしているんじゃないかということもある、というご意見でよかったですでしょうか。

松尾多美子委員 先ほどの繰り返しになるんですけども、職場に入って子育てをしながらどう働いていくかということ、これが今も問題になっているから、男女共同参画の意識も持っているし考えも持っているけれど、社会に出てから乗り越えられないというところだと思います。

田中チカ子会長 学校側もやはり感じられているんですね。今の人数の話を知ると、少し時代も変わってきたかなという感じもいたしますけれど、他にいかがでしょうか。

男女共同参画社会づくりを進めていくうえで、若い人たちが男女共同参画という意識を持っていただくということは大切なんですけども、その前にヤングリーダーというものに育っていただきたい。先ほどの国の取組みというところでメンターという言葉を使っていますが、その方たちが助言をしたり指導をしたりする人として育ててくださると、若い人が目標にしたり、あこがれる対象にしたりする存在になりうる、そしてそれが牽引力に繋がっていくということだろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

なかなか、ここに出してくださっている以上のご意見は出ないのかなと思いますけれども、この二つのテーマは繋がっておりますので、そういうところからまとめて行ったらいいのかなと思いますけれども。

他に皆様ご意見はございますでしょうか。菊池委員さんお願いします。

菊池裕子委員 たまたまヤングリーダーの会議に関わったんですけれども、さっきの説明では96名の方が基礎講座をお受けになった。今年の男女共同参画ヤングリーダー地域ミーティングは30名くらいだから3分の1ですよ。私も意見をいろいろと聞いて、こんな素晴らしい人材、もったいないなと思ったんです。素晴らしいんですけども、話合いの時間が短く、じっくりヤングリーダーさんが意見を出す機会がないし、それを受け止めてくれる人が行政だけでしたから、行政だけでなく各会のトップとかサブリーダーとかいろいろな人たちとも一緒に話し合うと、ネットワークもできるでしょうし、次の世代に繋げるということでトップリーダー、サブリーダーも張り切るでしょう。そういう繋げるといようなこともヤングリーダー対象の会でやっていただいたらなと思います。横の繋がり意外と表立っていないところではあるんですよ。ただ、きちっとしたものにはなっていないので、横も必要ですけども、縦も必要。メンターというのも一つの方法だと思いますよ。そういうのもあったらいいなあ、ヤングリーダーさん素晴らしい方が多いなあという感想でした。

田中チカ子会長 もったいないですよ。働きかける側も先ほどの地域の推進策にも出てきましたように、部局を横断したようなといいますか、行政だけではなくて企業とか別の組織とかそういう方も加わって話合いをする場があると広まっていくということですね。

菊池裕子委員 それと、大学生の男女共同参画の講座に関わってみて、私の話はそっちなけなんです。今甲斐先生がおっしゃったのでピンときたんです。内閣府がいろんなDVDを作っていますけれども、最近作った「ワーク・ライフ・バランス～働きがいのある職場と生き生きとした暮らし」が一番いいと私は思っております。大学生にはこれかなと思って。小、中、大企業のワーク・ライフ・バランスの取組みがいろいろ出てくるんです。就職活動をやっているからでしょうね、それに一番目が輝きました。そういうのがいいのかなと経験で思ったんですけれども。

田中チカ子会長 当たり前と言えば当たり前なんですけれども、琴線に触れるようなプログラムを考えましょうということですね。ありがとうございます。

若い人っていう、その若さだけでなく、何を持っていくかということにも工夫がいるということ、そしてどう展開するかということにも工夫がいる。ただ講演会のようなことでは無理ですよ、それよりはうんと小さいグループで話し合うようなそういう方法も考えたいかがでしょうかというような皆様のご意見だったと思います。ありがとうございます。

これだけは言っておきたいというようなことはありませんか。事務局もよろしいですか。皆様ありがとうございました。お忙しい中いろいろと考えてきてくださいます、お礼

を申し上げます。

そういたしましたら、最後の報告事項に移りたいと思います。そろそろ予定した時間をオーバーもしそうな気配になりましたが、お願いします。

事務局 簡略に説明させていただきます。資料の6は来年度の審議スケジュールでございますが、来年も3回実施させていただきたいと考えております。7月、10月、3月くらいで考えております。事前に日程調整の連絡をさせていただきますので、皆様にできるだけ多く出席いただける日を選んで実施したいと思っております。

次、資料7をお願いします。資料7は、県の審議会等への女性委員の登用率ということで、昨年10月1日集計で、40.4%ということになりまして、知事の公約達成ということで、部内も知事自身もたいへん盛り上がっておられました。その後21年1月1日現在では結果的には40.4%で変わっておりません。ただし、よくよく分析すると限りなく40.5に近い40.4ということで若干数値が上がっております。ですから今回の調査ではもうちょっと数値が上がるのではないかなと期待しております。

続きまして、冊子「男女共同参画社会の実現に向けて」というのを配付させていただいております。この資料は、男女参画課が行います各種講座、あるいは女性総合センターにおける各種研修事業などに用いる標準的な資料として、この1冊があれば男女共同参画の基本的な事項を全て語るができるという資料を作りたいということで作成しました。平成18年度にこの男女共同参画会議の皆さんのご意見もいただきながら完成したものでございます。以来、県、センターの各種事業で活用しますとともに、県内各市町にも配布しております。その他広く県民にもご覧いただきたいということで、ファミリーマートにも常設しております。今年度も国の統計資料など新しい数値が発表されましたので、基本的な内容は全く変えておりませんが、最新の数値を掲載して、2009年1月版を作成いたしました。時間がなくなりましたので、個別の統計資料は説明を省略させていただきます。

あと、1点だけ、先ほどの議論の続きなんですけれども、私が課長になりまして2年近く経つんですけれども、2年間仕事をしていまして一番感動したのは、昨年3月、ヤングリーダーの会議をこの女性総合センターでやりました。新しい年度に地域版をしなければいけないということで既に予算を組んでおりましたので、果たしてうまくいくんだろうかと自分自身の中に不安がありました。ヤングリーダーさんってどんな方が集まって、どんな話をされるんだろうというのを朝から3時半くらいまで見ていましたけれども、これが先ほどの菊池先生の話じゃないんですけれども、集まった皆さんが素晴らしいんですよ。いろんな職種の方、いろんな団体の方がいらっしゃるんですけれども、皆さんそれぞ

れに問題意識があって、それぞれの団体や地域で抱えていることについて討論、議論をされている。私がいつも考えていることをあいさつでも言ったんですけども、県庁の建物にいて仕事をしていると、時々不安になるというか、なかなか現場が見えないという感じがするんですよね。そういった漠とした不安があったんですけども、今年のヤングリーダー会議に出席して、結構しっかりした人はたくさんいるんだなあ、愛媛の将来は明るいなあと、すごく明るいうれしい気持ちになりましたので、最後に報告させていただきました。

田中チカ子会長 ありがとうございます。

事務局 すみません。先ほどの託児サービスのお話で説明が足りませんでした。ご意見の趣旨としては、子どもさんは非常に予定が立ちにくいので、事前の予約なしでできるようになったらいいなあということだったと思うんですけども、これにつきましては保育士さんの手配ですとか、傷害保険の関係があって、なかなか予約なしというのは県や市町でもお受けしにくいということがありますが、逆に子どもさんが体の調子が悪くなるとか、前の日に熱を出すとかということはよくあることでございまして、そこは行政としても想定はしておりますので、予約はしていただくけれども、ご遠慮なく前日キャンセル、当日キャンセルしていただいても全く問題はないと思います。その点で事前の予約はいるんだけれども、必ずしもそのときに託児サービスにならなくてもいいという前提で、お気軽に申し込んでいただいたらというのが県の考え方です。

田中チカ子会長 ありがとうございます。近藤委員さんいかがでしょうか。そういう突破口もございますということで。主催者としてもそういうことをお伝えすることが親切ですよ。ありがとうございます。工夫いたしましょう。

では、進行を事務局にお返しします。

4 閉 会

事務局 田中会長さんありがとうございました。それでは以上を持ちまして、平成20年度第3回男女共同参画会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。